

福井県LEDクレジット共同創出・販売事業 仕様書

福井県と〇〇〇〇（以下「共同創出者」という。）との間で令和〇年〇月〇日に締結した「福井県LEDクレジット共同創出・販売事業に関する協定書」に規定する仕様書について、以下のとおり定める。

1 事業名称 福井県LEDクレジット共同創出・販売事業

2 事業内容

- （１）共同創出者は、福井県名義で方法論「EN-S-006 照明設備の導入」のプログラム型プロジェクト（以下「プログラム型プロジェクト」という。）の登録、認証業務を実施し、福井県はプログラム型プロジェクトの会員となる。
- （２）共同創出者は、福井県がLED化した県有施設の照明を対象に、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「Jークレジット制度」という。）に基づき、LED照明由来クレジット（以下「Jークレジット」という。）の創出、認証、販売を行う。
- （３）共同創出者は、プログラム型プロジェクトに参加する会員を募り、参加した会員のLED化に伴うJークレジットの創出、認証、販売もあわせて行う。なお、プログラム型プロジェクトに参加可能な会員は、県内自治体、県内企業等とする。プログラム型プロジェクト参加に必要な手続きや資料の授受・助言等は共同創出者が行うものとする。共同創出者は会員募集に必要な会員規約、入会届を作成するものとする。会員規約、入会届は県と共同創出者が締結する仕様書、協定書、覚書に準拠するものとする。
- （４）創出したJークレジットの売上げは、共同創出者が全て受け入れ、認証対象期間内において、共同創出者が負担する経費（Jークレジット創出に要する事務手続き、Jークレジット販売等）を差し引いた額を会員の歳入とし、共同創出者が会員に配分する。配分額は会員のLED化に伴うCO₂排出削減量に応じた金額とする。
- （５）共同創出者は、Jークレジットの創出に要した経費や販売の動向について県に報告する。

3 契約期間

協定締結日から令和20年3月31日まで

契約期間の延長については、福井県と共同創出者間で協議することとする

4 制度文書

事業の実施に当たっては、本仕様書の定めによるほか、以下の J ークレジット制度事務局が定める該当の最新の制度文書を遵守して実施するものとする。

- ・実施要綱
- ・実施規程
- ・モニタリング・算定規程
- ・方法論策定規程
- ・方法論
- ・約款

5 事業の進め方

(1) 想定スケジュール

■令和7年度

[プログラム型プロジェクト登録に向けた準備]

- ・プログラム型プロジェクト実施計画書作成
- ・プログラム型プロジェクト会員規約、会員入会届作成

■令和8年度

[プログラム型プロジェクト登録申請]

- ・プログラム型プロジェクト実施計画書作成、審査機関による審査対応
- ・プログラム型プロジェクト登録申請

[クレジット創出に向けた準備]

- ・モニタリング（全会員分）

[その他]

- ・プログラム型プロジェクト会員募集・呼びかけ

■令和9年度以降に毎年実施する業務

[クレジット創出に向けた準備]

- ・モニタリング（全会員分）

[クレジット認証・発行]

- ・モニタリング報告書作成、審査機関による検証対応（全会員分）
- ・クレジット認証・発行申請（全会員分）

[クレジットの活用]

- ・認証された J ークレジットの販売促進、収益分配（全会員分）

[その他]

- ・プログラム型プロジェクト会員募集・呼びかけ

(2) 作業の役割分担

作業項目		福井県 会員	共同 創出者
L E D化	L E D化契約、管理	○	
プログラム型プロジェクト登録	プログラム型プロジェクト計画書、会員規約作成		○
	審査機関への審査依頼、対応		○
	プログラム型プロジェクト登録申請		○
モニタリング	モニタリングに必要な資料の準備	○	△ (助言)
	L E D化のモニタリング実施・削減量計算		○
J ークレジット 認証・発行	モニタリング報告書作成		○
	審査機関への検証依頼、対応		○
	J ークレジット認証・発行申請		○
J ークレジット 活用	J ークレジット販売・支援・広報		○
	収益分配		○
	プログラム型プロジェクト参加呼び掛け	△ (県)	○

(3) 共同創出者が負担する経費

上記(2)の共同創出者が行う作業に要する経費は、共同創出者が負担する。

6 情報管理および情報保護対策

共同創出者は、本業務で取り扱う情報について、個人情報、会員から貸与された資料および情報を適正に管理するものとする。なお、共同創出者が第三者に解析、集計等を依頼する場合は、該当する会員に書面により協議し、承諾を受けなければならない。

共同創出者は、機密情報の提供、返却等の授受については、該当する会員と協議の上、行うものとする。

7 会員が共同創出者に提供・貸与する資料

(1) 提供・貸与資料

- ・ L E D化更新前の部屋ごとの照明の型番および本数がわかる図面と一覧表 (※)
 - ・ L E D化更新後の部屋ごとの照明の型番および本数がわかる図面と一覧表
 - ・ 契約書 (リース方式により L E D化を行っている場合)
 - ・ L E D照明が設置されている建物が 3 0 年以上経過している建物については、3 0 年間の間で照明の交換がされていたことが証明できる資料 (※)
 - ・ その他、会員と共同創出者が協議の上、必要と認められる資料
- (※) J ークレジット認証時に「更新」の区分で認証する場合

(2) 資料の管理および返却または削除

共同創出者は、貸与資料を破損・紛失・盗難などの事故がないように管理し、本事業が完了したとき、協定が解除されたとき、および本業務の遂行上不要となったときは、会員に速やかに返却を行うものとする。会員から共同創出者にデータで資料を提供した場合については、共同創出者が削除を行うものとする。

8 守秘義務

共同創出者は、協定から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡または対処してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならず、業務の完了後も同様とする。

共同創出者は業務で使用する各種資料・データに含まれる情報等、情報の機密性を高く求められる資料を利用するため、取扱には十分注意すること。

9 諸事故の処理

共同創出者は、情報の漏洩を含む諸事故が発生した場合、速やかに会員に報告する。

本事業により生じた諸事故および第三者に与えた損害は、その原因が共同創出者による場合、共同創出者の責任により解決しなければならない。

上記の規定は、本業務に係る協定期間の終了後または協定解除後も同様とする。

10 その他

本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、福井県と共同創出者で協議し、決めるものとする。